

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第42号(選挙特別号)

平成26年2月14日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理管理課・区画整理事業課

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙の 投開票を行います

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙については、選挙人名簿の縦覧を実施し、1月30日付で選挙人名簿を確定しました。

これにより選挙すべき委員の数は、宅地所有者委員7名、借地権者委員1名となりました。

立候補者については、1月31日～2月9日までの立候補受付期間に、宅地所有者からは8名、借地権者からは2名の方が立候補されました。

この結果、候補者数がそれぞれの委員の定数を上回りましたので、審議会委員選挙の投開票を下記のとおり行います。

投開票日等について

投開票日	平成26年 2月23日(日)
投票時間	午前7時～午後8時
投開票所	羽村東小学校 多目的教室 (住所：羽村市羽東2丁目18番1号)
開票時間	午後8時30分～

立候補された方

審議会委員選挙に立候補された方は、次のとおりです。

1 宅地所有者の部（定数7名）

候補者数 8 名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		加 藤 照 夫
②		小 宮 國 暉
③		中 野 恒 雄
④		吉 永 功
⑤		神屋敷 和 子
⑥		島 谷 晴 朗
⑦		清 田 敏 雄
⑧		山 下 一 夫

2 借地権者の部（定数1名）

候補者数 2 名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		武 政 健太郎
②		小 倉 弘 之

投票にあたっての注意事項

投票の際に必要なもの及び注意事項は次のとおりです。

権利の種類	投票時に必要なもの	備考
1人で土地を所有、 または借地している方	同封されている 「選挙執行通知書」	
2人以上で土地を所有 している方	同封されている 「選挙執行通知書」 代表者選任届を提出さ れていない方には、 「執行通知書」を同封 しておりませんが、投 票日当日までに右記の 手続きをしていただい ければ、交付いたします	投票をするためには、代表者選任届の提出が必要です。 なお、投票日当日までに代表者選任届を提出されれば、その代表者は投票することができます。 【代表者選任届の提出先】 ①投票日2日前まで 羽村駅西口土地区画整理事務所 ②投票日当日 投票所受付 ※代表者選任届には、 <u>土地所有者全員の署名、実印、印鑑証明書が必要</u> です。
法人の方	同封されている 「選挙執行通知書」 及び 「投票者指定証明書」	

※ 種類の異なる選挙権をお持ちの方は、選挙執行通知書を2通以上送付しています。この場合は2票以上投票することができます。

※ 選挙人が既に亡くなられている場合で、その相続人が選挙人名簿縦覧期間までに相続人届を提出されていない場合は選挙権がありません。

※ 既に代表者選任届を提出し代表者となった方が、所有権移転により登記簿上の名義が他の方へ変わった場合は、改めて共有者の代表を決めて代表者選任届を提出していただく必要があります。なお、代表者が亡くなられている場合で、その相続人が選挙人名簿縦覧期間までに相続人届を提出されていない場合は選挙権がありません。

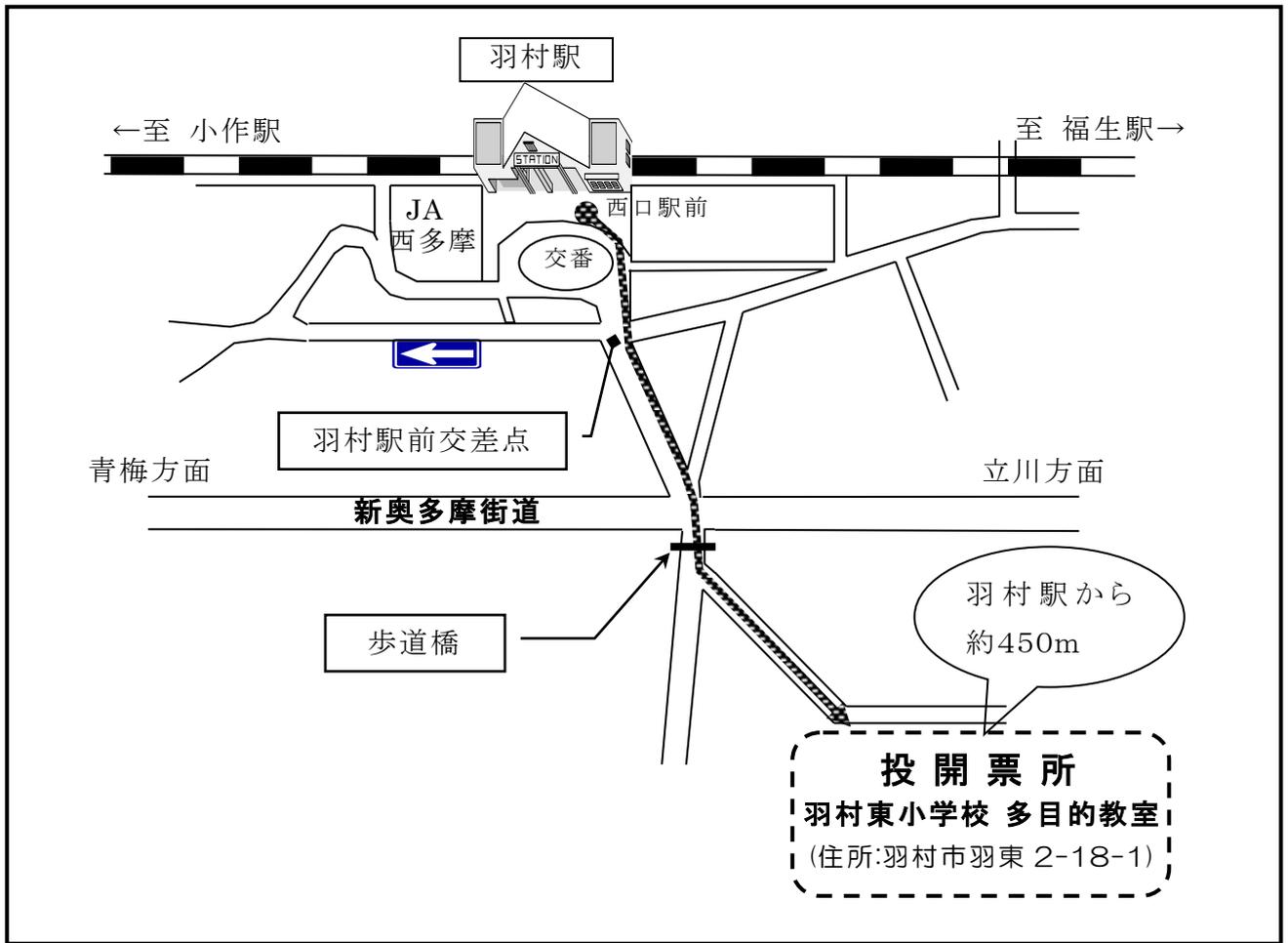
土地区画整理審議会委員の役割

今回、選挙によって選出される土地区画整理審議会委員は、事業を適正に進めるため、下記の事項について審議する役割を持っています。

主な審議事項については次のとおりです。

「同意」を必要とする事項(同意事項)	「意見」を必要とする場合(諮問事項)
1. 評価員を選任しようとする場合 2. 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合 3. 保留地を決定する場合 4. 宅地地積の適正な地積を定める場合	1. 換地計画を作成しようとする場合 2. 換地計画を変更しようとする場合 3. 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査 4. 仮換地を指定しようとする場合

投開票所案内図



※ ご不明な点は下記までご連絡ください。

- 羽村市役所 都市整備部区画整理管理課 電話 042-555-1111 内線 281・290
- 羽村駅西口土地区画整理事務所 電話 042-570-7474
(都市整備部区画整理事業課)

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

